

## 審査ニュース 159号

### 請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは、「外来服薬支援料」「一包化加算」「自家製剤加算」の事例についてご紹介します。

請求においては、レセプト摘要欄への記載は、請求の意図をはっきりさせるために大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

加算の算定要件を確認し間違った請求をしないよう正確に把握・理解する事が大切です。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

- ・外来服薬支援料の算定
- ・一包化加算の算定
- ・自家製剤加算の算定

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

事例1 (外来服薬支援料の査定事例)

〈請求レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
摘要	外来服薬支援日：4月14日 処方医：県薬太郎 保険医療機関名称：県薬医院									
保険	請求 185点					支1	薬学管理料			185点

審査委員会での【請求に対する疑義？】  
4月投薬内容、一包化加算算定がありますが、外来服薬支援料の算定はいかがでしょうか？  
参考資料として下記レセプトを添付します。

参考レセ  
写し

平成26年4月分 県番：40

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1 1	4・1 4・15	4・1 4・15	ワーファリン錠1mg 4錠 【内服】 1日1回夕食後	4	14 30	63 81	56 120	包 224	
2	1 1	4・1 4・15	4・1 4・15	テグレトール錠100mg 3錠 【内服】 1日3回毎食後	2	14 30	63 81	28 60	包	
3	1 1	4・1 4・15	4・1 4・15	フェノバル錠30mg 2錠 【内服】 1日2回朝夕食後	1	14 30	63 81	14 30	包 向 16	
摘要	県薬太郎 医師の指示あり：飲み間違いが多い為一包化									
保険	請求 1188点							薬A 2 薬学管理料		82点

〈審査結果〉 ※査定



そもそも、この患者さんは飲み間違いが多いという理由から院外処方箋に一包化の指示があり、外来服薬支援料の算定理由が理解できなかったため、当該患者のレセプトの確認が行われました。その結果、院内投薬、他医療機関の受診も無く、外来服薬支援を行った事が判断できないことから、レセプトにおいて算定要件は満たしているものの外来服薬支援料を算定できる根拠が無いと判断され、外来服薬支援料の請求は査定されました。外来服薬支援料を算定する場合は摘要欄への記載事項（保険調剤Q&A平成26年版 Q136）がありますが、同じく摘要欄に具体的な服薬支援の方法について記載があれば保険者の理解が得やすいものと思われます。

事例2 (一包化加算の査定事例)

〈処方〉

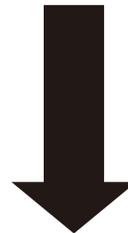
ワーファリン 1mg	2錠
ワーファリン 5mg	1錠
ラシックス 20mg	1錠
ラシックス 40mg	1錠
一包化	
【内服】 1日1回 朝食後	60日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	5・4	5・4	ワーファリン1mg 2錠 ワーファリン5mg 1錠 ラシックス20mg 1錠 ラシックス40mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	5	60	89	300	包290
摘要	服用間違いが多いため、処方医より一包化の指示あり								



審査委員会での【請求に対する疑義?】  
本請求において一包化加算の算定は  
いかがでしょうか。1剤4種類では  
無く、1剤2種類と思われます。



〈審査結果〉 ※査定

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	5・4	5・4	ワーファリン1mg 2錠 ワーファリン5mg 1錠 ラシックス20mg 1錠 ラシックス40mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	5	60	89	300	<del>包290</del>
摘要	服用間違いが多いため、処方医より一包化の指示あり								

このケースは、同一銘柄の規格違い(同一薬剤の力価違い)を組み合わせた処方、同一薬剤の場合の組み合わせの場合は1種類となります。従って、本処方朝食後に2種類の内服用固形剤を一包化したものと考えます。一包化加算の算定要件(同じ剤で3種類以上の内服用固形剤薬を一包化した場合・・・算定可)を満たしていないため査定となります。

※一包化加算を算定する場合においては、摘要欄に医師からの一包化の指示の旨だけでは無く、「飲み忘れ」、「飲み誤り」等の恐れや、心身の特性による一包化の必要性についての記載をお願いします。特に、患者の年齢から一包化をすべき理由が理解できない場合は、査定または返戻になる可能性があります。(保険調剤Q&A平成26年版 Q60参照)

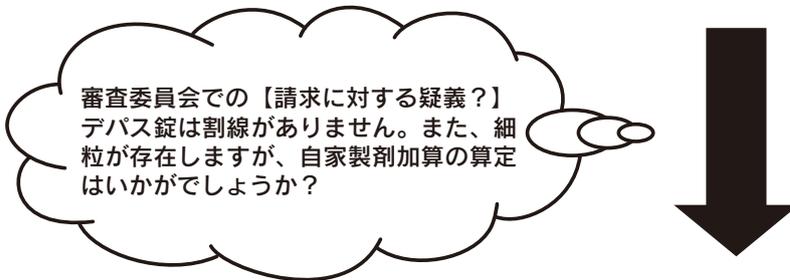
審査ニュース

事例3 (自家製剤加算の原審事例)

レセプト請求例

〔 デパス錠0.25mg 0.5錠  
【内服】 1日1回 寝る前 14日分 〕

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	10・10	10・10	デパス錠0.25mg 0.5錠 【内服】 1日1回 寝る前 14日分	1	14	63	14	向8 自40
摘要									



〈審査結果〉 ※原審

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	10・10	10・10	デパス錠0.25mg 0.5錠 【内服】 1日1回 寝る前 14日分	1	14	63	14	向8 自40
摘要									

自家製剤加算の算定要件において、割線のある錠剤を分割した場合は、算定できるとあります。また、分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価収載されている場合は、算定できないとあります。このケースでは、デパス錠には割線がなく細粒が存在しますが、半分に割った錠剤（半割）の薬物動態及び品質上の問題がなければ、0.125mg規格の錠剤も存在しませんので、自家製剤加算の算定は可能です。そのため、原審処理となりました。ただし、半割による含量の均一性を保証することが条件ですので、必要に応じて、製剤工程を摘要欄にコメントすることをお勧めします。

(平成26年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p.87問4参照)

### <支払基金の「突合点検」結果について>

処方箋内容			投与日数	保険薬局の誤請求内容		投与日数	誤請求理由	保険薬局への査定内容	査定事由
ホスミシンドライシロップ400	400mg	3.8g		ホスミシンドライシロップ400	400mg	308g	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	308g ⇒ 3.8gに査定	B
ジルテック錠5	5mg	2錠		ジルテック錠5	5mg	5錠	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	5錠 ⇒ 2錠に査定	B
バルミコート吸入液0.5mg	2ml	1管		バルミコート吸入液0.5mg	2ml	421管	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	421管 ⇒ 1管に査定	B
アルメタA軟膏0.1%		5g		アラセナA軟膏3%		5g	処方箋内容と不一致(医薬品名入力誤り)	全て0	A
オノンドライシロップ10%		1.0g		オノンドライシロップ10%		21g	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	21g ⇒ 1.0gに査定	B
				アルロイヤール点鼻液50μg	8.5mg	8.5g	医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
				プリピナ液0.05%		4ml			
ナウゼリンドライシロップ1%		1.5g		ナウゼリンドライシロップ1%		15g	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	15g ⇒ 1.5gに査定	B
タンニン酸アルブミン原末「マルイシ」		1.2g		タンニン酸アルブミン原末「マルイシ」		12g	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	12g ⇒ 1.2gに査定	B
				ミカルデイス錠40mg		1錠	医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
				リピトール錠5mg		1錠			
				アムロジピンOD錠2.5mg「トーワ」		1錠			
				アストリックドライシロップ80%		0.8g	医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
クラリシッドドライシロップ10%小児用100mg		1.4g		クラリシッドドライシロップ10%小児用100mg		14g	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	14g ⇒ 1.4gに査定	B
				アシルバ錠20mg		1錠	医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A

<b>査定事由</b>	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他